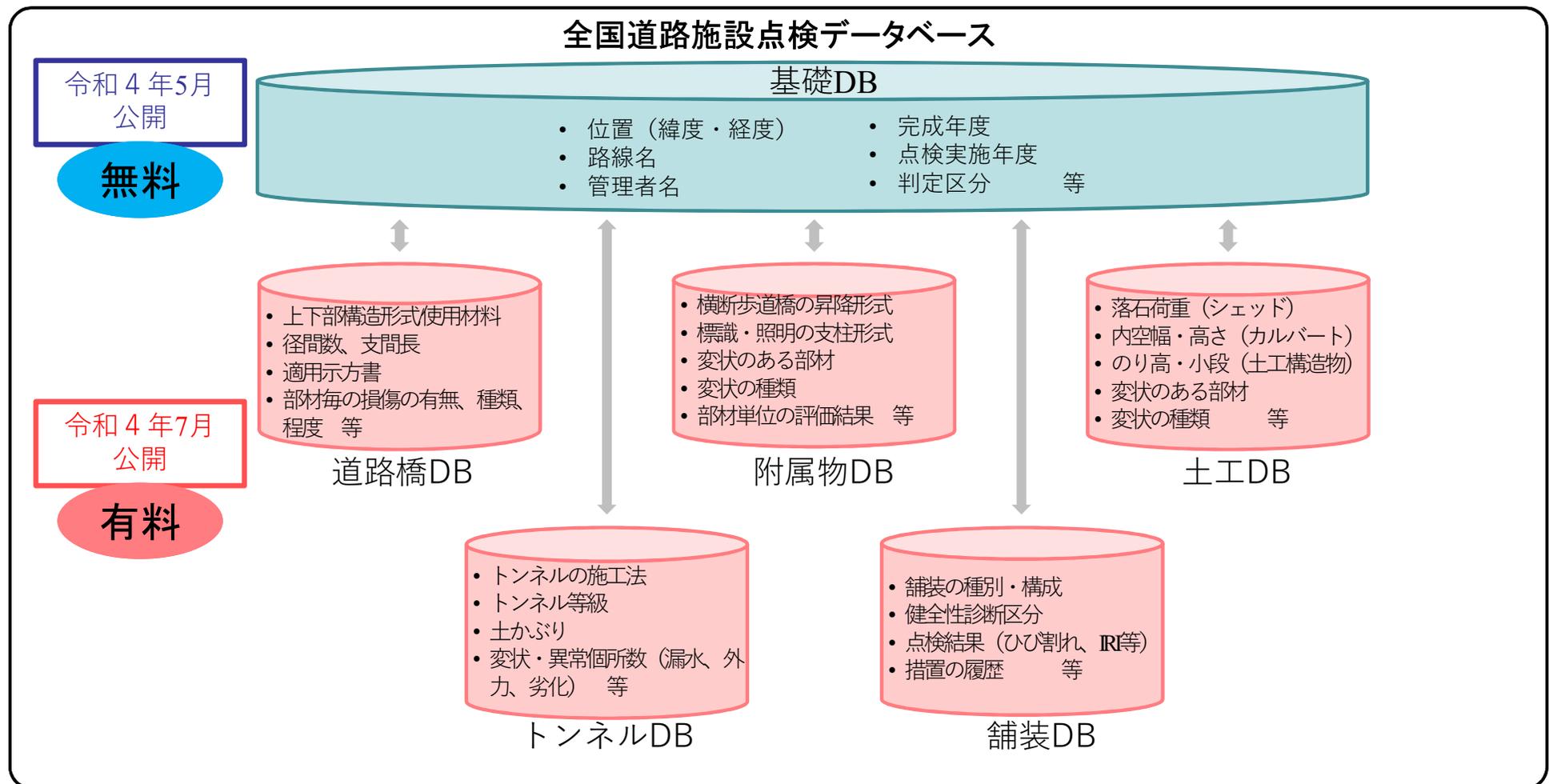


全国道路施設点検データベースについて

全国道路施設点検データベース 概要

- 道路施設の定期点検は令和6年度から3巡目に入るところ、道路管理者毎に様々な仕様で膨大な点検・診断のデータが蓄積
- その様なデータを一元的に活用できる環境を構築：全国道路施設点検データベース
- 全国道路施設点検データベースは、基礎的なデータを格納する基礎DB及び道路施設毎のより詳細なデータを格納するデータベース群（詳細DB）で構成
- 基礎DBは令和4年5月に、詳細DBは令和4年7月に公開開始：webブラウザからの閲覧等が可能。加えてAPI（Application Programming Interface）を公開



全国道路施設点検データベース データボリューム

橋梁

73万橋 200項目

国管理

3.8万橋 1,400項目

トンネル

1.1万本 100項目

国管理

0.2万本 300項目

舗装

国管理

4.6万km^{※1} 130項目

横断歩道橋

1.2万橋 130項目

国管理

0.2万橋 1,300項目

大型カルバート

0.8万施設 30項目

国管理

0.25万施設 100項目

※数字は全て概数
※1：上下線別の数字

全国道路施設点検データベース データ一覧

詳細DB	施設	閲覧・取得可能データ（7月有料公開範囲）	
		対象	データ項目
道路橋	橋梁	全道路管理者の 約73万橋	詳細データ約200項目 ：構造諸元（代表値）、点検結果、耐震補強状況等
		国交省管理の 約3.8万橋	詳細データ計約1,400項目 ：上記に加え構造諸元（構造体毎）、構造・材料種別点検結果（要素・部材単位を含む）、点検・補強履歴等
トンネル	トンネル	全道路管理者の 約1.1万本	詳細データ約100項目 ：施工法、変状・異常個所数（漏水、外力、材質劣化）等
		国交省管理の 0.2万本	詳細データ計約300項目 ：上記に加え諸元（トンネル等級、土かぶり等）、非常用施設諸元、診断結果等
附属物	横断 歩道橋	全道路管理者の 約1.2万施設	詳細データ約130項目 ：構造諸元（代表値）、点検結果、橋下の管理者等
		国交省管理の 約0.2万施設	詳細データ計約1,300項目 ：上記に加え構造諸元（構造・材料種別等）、変状のある部材、変状の種類、部材単位の評価結果等
	門型 標識等	全道路管理者の 約1.7万施設	詳細データ約50項目 ：構造諸元（代表値）、点検結果、施設設置場所等
		国交省管理の 約0.4万施設	詳細データ計約400項目 ：上記に加え構造諸元（標識表示内容等）、変状のある部材、変状の種類、部材単位の評価結果等
	標識・情報板	国交省管理の 約32万施設	詳細データ計約300項目 ：構造諸元（標識表示内容等）、補修内容、補修履歴等
照明	国交省管理の 約28万施設	詳細データ計約200項目 ：構造諸元（灯具の種類等）、補修内容、補修履歴等	
舗装	舗装	国交省管理の 約4.6km ^{※1}	詳細データ約130項目 ：舗装の種別・構成、健全性診断区分、点検結果（ひび割れ、IRI等）、措置の履歴等
土工	シェッド	全道路管理者の 約0.3万施設	詳細データ約30項目 ：内空断面、上部・下部構造、点検結果の判定区分（代表値）、所見等
		国交省管理の 約750施設	詳細データ計約200項目 ：上記に加え設計条件（落石荷重等）、変状のある部材、変状の種類等
	大型 カルバート	全道路管理者の 約0.8万施設	詳細データ約30項目 ：内空施設、構造形式、使用材料、点検結果の判定区分（代表値）、所見等
国交省管理の 約2,500施設		詳細データ計約100項目 ：上記に加え内空幅・高さ、変状のある部材、変状の種類等	
	特定 土工	国交省管理の 約1.8万箇所	詳細データ約200項目 ：のり高・代表勾配・小段数、主な構成施設、変状の種類等

※1：上下線別の数字

道路施設の点検データベースの整備及び管理運営について

課題

各道路管理者の道路施設毎の点検等データを収集し持続的に管理するとともに、情報を提供できるデータベースの整備及び管理運営が可能な体制構築が必要



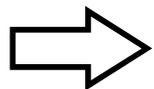
対応方針

道路施設（基礎データ、橋梁、トンネル、附属物、舗装、土工）の点検データベースを整備および管理運営を行うための機関について公募・選定

<点検データベースの整備及び管理運営業務（案）> ※令和8年度末までの3年間で予定

■整備の内容

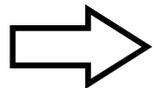
- ・国、地方公共団体、高速道路会社等の点検等データを蓄積し、関連システムとAPIで連携するDBを整備する。



費用は、国土交通省が負担

■管理運営の内容

- ・持続的に情報を収集・提供できるよう、適切に管理運営する。



費用は、登録料（施設管理者）及び利用料（利用者）で負担



公平性・公益性の観点から、社会インフラに係る技術の調査・研究を目的とする
一般社団法人及び一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人等

データベースの整備及び管理運営機関の応募要件(案)

< 事業期間 >

- 事業期間は令和9年3月31日までとする。

< 応募書類の提出者・配置予定管理技術者に必要とされる要件 >

- 公平性・公益性の観点から、社会インフラに係る技術の調査・研究を目的とする一般社団法人及び一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人等であり、データベースの整備及び管理運営に係る実施体制を組むことができること。
- 道路維持管理のデータベースに関する業務実績があること。
- 資格（技術士、RCCM、工学博士、土木学会認定技術者）と業務実績を有する技術者を配置できること。

< データベースの整備及び管理運営に関する要件 >

- データベースの管理運営に必要な諸費用の範囲でデータベースの登録料及び利用料を設定することとし、利益を生じさせないこと。
- データベースの登録料及び利用料は、国土交通省と協議のうえ決定すること。
- データベースの管理運営に関する収支状況については、他の経費と区分し、本事業のみの収支について収支報告書を作成し、国土交通省に提出すること。
- データベースのデータは、データ登録者（施設管理者）が合意した範囲で公開すること。
- データベースのデータは、DB管理運営機関が自ら利用する場合も含め、全ての利用者に対して、公平な利用条件とすること。
- 令和8年度末まで責任をもって整備及び管理運営を実施すること。